

第四十回国会 衆議院 外務委員会 會議録 第一一七号

昭和三十七年二月九日(金曜日)

午後三時四十三分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事床次 徳二君

理事野田 武夫君 理事福田 篤泰君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事戸叶 里子君 理事松本 七郎君

池田 清志君 宇都宮徳馬君

椎熊 三郎君 正示啓次郎君

竹山祐太郎君 福家 俊一君

古川 文吉君 稻村 隆一君

帆足 計君 穂積 七郎君

細迫 兼光君 森島 守人君

川上 貫一君

出席國務大臣

外務 大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

外務事務官 (大臣官房長) 小田部謙一君

外務事務官 (アジア局賠償部長) 安藤 吉光君

外務事務官 (アメリカ局長) 中川 融君

外務事務官 (条約局長) 高橋 覺君

外務事務官 (國際連合局長) 佐藤 敏人君

委員外の出席者

專門 員 佐藤 敏人君

二月三日

委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として山口丈太郎君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第四号

外務委員会會議録第一号 昭和三十七年二月九日

同月六日

委員山口丈太郎君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同月九日

委員高橋達之助君及び橋本龍伍君辞任につき、その補欠として古川文吉君及び池田清志君が議長の指名で委員に選任された。

二月六日

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

同月九日

國際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

日本国とアルゼンチン共和国との間との友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)

一月三十一日

完全軍縮等に関する請願(淡谷悠藏君紹介)(第五七二号)

同外一件(武藤山治君紹介)(第五七三号)

同(大尾喜三郎君紹介)(第五七四号)

同(吉村吉雄君紹介)(第五七五号)

同外三十七件(角屋堅次郎君紹介)(第六五一号)

ドミニカ国ネイバ地区引揚者の更生に関する請願(村山喜一君紹介)(第七三六号)

同(足置君紹介)(第八二二号)

は本委員会に付託された。

二月五日

朝鮮民主主義人民共和国への旅券交付に関する陳情書外三件(鳥取県八頭郡用瀬町鶴崎早苗外三名)(第一六二号)

同外四件(吹田市千里山住宅虹ヶ丘三丁目百三番地宇都宮琢磨外四名)(第一六三号)

同(茨城県西茨城郡友部町議會議長上野農夫雄)(第三三六号)

同(北海道道南電報沼田町議會議長宮脇吉春)(第三三七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

國際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

日本国とアルゼンチン共和国との間との友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)

て承認を求めめるの件(条約第四号)

○森下委員長 これより會議を開きます。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件及び特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件と、なお、本日付託になりました國際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件及び日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件、以上四件を一括議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。小坂外務大臣。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

國際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

日本国とアルゼンチン共和国との間との友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)

理由

政府は、日本国に対するアメリカ合衆国の戦後の経済援助を処理する

ため、昭和三十七年一月九日に東京で、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という)は、千九百四十五年九月二日から千九百五十二年四月二十八日まで間に、日本国政府に対し、経済援助を提供したので、この援助は、日本国における民生の安定及び日本国の経済に寄与したので、

日本国政府及び合衆国政府は、この経済援助に関し日本国政府が合衆国政府に対し行なう支払の額及び条件を単一の協定で定めることを希望して、衡平なかつ双方にとつて満足な了解に到達したので、

よつて、両政府は、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国政府は、第六条に定義する戦後の経済援助の提供から生じ又はこれになんらかの関連があるすべての懸案となつてゐる問題の最終的処理として、合衆国政府に対し、ここに四億九千万合衆国ドル(四九〇、〇〇〇、〇〇〇ド

- 2 日本国政府は、ここに、四億九千万合衆国ドル（四九〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の元金の額及びこの協定の効力発生の日以後の随時の未払元金残高につき年二分五厘の率で半年ごとに支払われるべき利子を支払うことを約束する。この協定の効力発生の日から六箇月後に始まり、その後半年ごとに、最初の二十四回は各二一、九五九、一二五ドルの賦払金を、次の六回は各八、七〇一、六九〇ドルの賦払金を支払うものとする。これらの賦払金は、まず、生じた利子に充当し、その残額は、元金に充当するものとする。
- 3 元金及び利子は、ワシントン・D・Cの財務省又はニュー・ヨーク連邦準備銀行に合衆国の法貨により支払う。
- 4 日本国政府は、いつでも、この協定上の未払元金の全部又は一部の支払を繰り上げることができる。合衆国政府に対して行なういづれの前払金の支払も、合衆国ドルにやらなければならない。この前払金は、期限の到来後未払となつて利子又は元金がある場合には、まずその支払金に充当するものとし、その他の場合には、元金のすべての未払賦払金に均等の割合で充当するものとする。
- 5 元金又は利子のいづれかの賦払金の迅速なかつ全額の支払が履行されなかつた場合において、合衆国政府が選択するときは、この協定上の未払元金の全部及びその支払が行なわれる日までのこれに対

する利子は、期限が到来し、かつ、支払うべきものとなる。いづれかの特定の不履行に関してこの権利を行使しないことは、当該不履行又は他の不履行に関してこの権利を放棄することとはならない。

第二条

両政府は、不利な経済的事情又は他の理由により、利子若しくは元金の賦払を延期し若しくはその延期を取りきめ、又は利子若しくは元金の支払に関するこの協定のいづれかの規定を変更し若しくはその変更を取りきめることが両政府の共通の利益であることをいつでも決定するとき、書面による相互の合意により、これらの延期又は変更を取りきめることができる。

第三条

1 第六条に定義する戦後の経済援助の提供から生じたアメリカ合衆国及びその国民に対する日本国及びその国民のいかなる請求権も、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第十九条(a)の規定によつて放棄されていることが了解され、かつ、合意される。

2 日本国政府は、連合国最高司令官と大韓民国との間の清算勘定で千九百五十年四月一日前に存したものの残高及び連合国最高司令官と琉球との間の清算勘定の残高に關し、今後はいかなる請求権をも合衆国政府に対し提起しないことに同意する。

第四条

合衆国政府は、ここに、第六条に定義する戦後の経済援助の提供から

生じた日本国政府及び日本国民に対する合衆国政府のすべての請求権を、それらの請求権が日本国政府に対し第一条に定める額より多額の支払を行なうこと又は同条に定める期限内に支払を行なうことを要求する限度において、放棄する。

第五条

1 合衆国政府が日本国の通貨を日本国における合衆国政府のいづれかの又はすべての支出の支払の用に供することを希望するときは、合衆国政府は、日本国政府に対し、総額二千五百万合衆国ドル（二五、〇〇〇、〇〇〇ドル）をこえない額を限度として、いづれかの賦払金若しくはその一部又は第一条4の規定に基づき日本国政府が支払ういづれかの前払金を合衆国政府又は合衆国政府が指定する者若しくは機関に日本国の通貨により支払うよう要請することができる。この条の条件に基づき日本国の通貨の支払が行なわれる場合には、支払われた額の合衆国ドルの等価額が、合衆国政府が日本国の通貨による支払を要請した賦払金又は前払金に充てられるものとする。

2 1の規定に基づき支払に關して用いられる為替相場は、法定の複教為替相場がない限り、日本国政府が設定し、かつ、国際通貨基金との間で合意された平価で、その支払の日に適用されているものによるものとする。

第六条

この協定の適用上「戦後の経済援助」とは、占領地域の行政及び救済に適用される合衆国歳出法の規定に

よつて認められた計画に基づく経済援助並びに他のすべての経済援助（ある種の余剰物資を含む。）で、合衆国政府が千九百四十五年九月二日から千九百五十二年四月二十八日までの間に日本国政府又は日本国民に対して提供したものをいう。

第七条

この協定は、それぞれの政府がこの協定の効力発生のための国内法上のすべての要件を満たした旨の文書による通告が両政府の間で交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の代表者は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。千九百六十二年一月九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
小坂善太郎  
アメリカ合衆国政府のために  
エドウィン・O・ラインチャウアー

特別円問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定のある規定に代る協定の締結について承認を求めるの件

特別円問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定のある規定に代る協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、特別円問題に關連するすべての問題を解決し、両国間の伝統的

友好關係及び経済協力關係を強化するため、昭和三十七年一月三十一日にバンコックで、特別円問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定のある規定に代る協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

特別円問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定のある規定に代る協定

「特別円問題」に關連するすべての問題を解決し、両国間の伝統的友好關係及び経済協力關係を強化するため、千九百五十五年七月九日にバンコックで署名された特別円問題の解決に關する日本国とタイとの間の協定第二条及び第四条の規定に代る新たな協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、次のとおり、九十六億円（九、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額を日本国の通貨で八回の年賦払によりタイ政府に対し支払うものとする。

千九百六十二年から千九百六十八年まで毎年の五月に各十億円（一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）

千九百六十九年五月に二十六億円（二、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）

第二条

1 タイ政府は、日本国の法律に基づき外国為替公認銀行として認可されたいづれかの日本国及びタイの銀行と取極を行ない（以下「指定銀行」という）、自己の名義で

又はその財務代理人の名義で特別勘定を開設するものとする。この取極は、第一条に定める日本国政府からの支払の受領及び第四条にいう契約の当事者に対する支払を指定銀行に授け、並びにその他の銀行業務に関する事項を定めるものとし、その内容は、この協定及び日本国の関係法令の規定に合致するものであるかどうかについて確認を受けるため、指定銀行により日本国政府に提出されるものとする。

2 第一条に定める日本国政府のタイ政府に対する支払は、1にいう特別勘定への払込みによつて行なわれるものとする。特別勘定は、第四条の規定に従い確認された調達契約により生ずる経費の支払に充てるためにのみ使用されるものとする。

第三条  
1 第一条の規定に従つて支払われる金額は、資本財及び設備を主とする日本国の生産物並びに日本国民及び日本国民の支配する日本国の法人の役務のタイ政府による調達により生ずる経費の支払のために使用されるものとする。

2 1にいう調達は、日本国の関係法令に定める手続及び方式で通常の商業、貿易及び役務の取引に適用されるもの以外の制限又は規制を受けられないものとする。

#### 第四条

1 タイ政府は、この協定に基づいて生産物及び役務の調達を行なうため、日本国民又は日本国民の支配する日本国の法人と日本円で契

約を締結するものとする。

2 1にいう契約（これらの契約の変更を含む）は、この協定の規定に合致するものでなければならぬ。これらの契約は、この基準に合致するものであるかどうかについて確認を受けるため、指定銀行により日本国政府に提出されるものとする。

#### 第五条

両政府は、必要なときは、この協定実施のための追加の手続細目を取りきめるため、相互に緊密に協議するものとする。

#### 第六条

千九百五十五年七月九日にバンコックで署名された特別問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定第二条及び第四条の規定は、この協定が効力を生ずる日に廃棄される。

#### 第七条

この協定は、日本国及びタイによりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十二年一月三十一日にバンコックで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大江 晃

タイのために

T・コーマン

#### 求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

#### 理由

昭和三十六年六月二十一日に国際民間航空機関の総会で採択された国際民間航空条約の改正に関する議定書は、同機関の理事会の構成員の数を現在の二十一から二十七に増加するため同条約の規定を改正するものであり、その趣旨は望ましいものと認められる。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

国際民間航空条約の改正に関する議定書

国際民間航空機関の総会は、千九百六十一年六月十九日にモントリオールでその第十三回会期（臨時）として会合し、

理事会の構成員の数を増加することが締約国の一般的希望であることに留意し、

理事会に六の新たな議席を設け、したがって、その構成員の数を二十一から二十七に増加することが適当であると考え、

千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を前記の目的のために改正することが必要であると考えて、

千九百六十一年六月二十一日に、同条約第九十四条(四)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、

「第五十条(中)二十一」を「二十

七」に改める」を承認し、同条約第九十四条(四)の規定に従い、前記の改正案が五十六の締約国により批准されない間は効力を生じないことを定め、

国際民間航空機関事務局長が前記の改正案及び以下に述べる事項を含む議定書をひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語で作すべきことを決議した。

よつて、総会の前記の決議に基づき、この議定書は、同機関事務局長により作成され、

この議定書は、国際民間航空条約を批准し又はそれに加入した国による批准のため開放しておくものとし、

批准書は、国際民間航空機関に寄託するものとし、

この議定書は、五十六番目の批准書が寄託された日に、これを批准した国について効力を生ずるものとし、

事務局長は、この議定書の各批准書の寄託の日を直ちにすべての締約国に通告するものとし、

事務局長は、この議定書の効力発生の日を直ちに前記の条約のすべての締約国及び署名国に通告するものとし、

前記の日の後にこの議定書を批准する締約国については、この議定書は、その国が批准書を国際民間航空機関に寄託する日に効力を生ずるものとする。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第十三回会期（臨時）の議長及び事務局長は、署名のため総会の委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百六十一年六月二十一日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関の記録に寄託しておくものとし、同機関事務局長は、その認証原本を、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国及び署名国に送付するものとする。

#### 総会議長

H・ダ・クローニャ・マンジャー

#### 総会事務局長

R・M・マクドネル

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めらるの件

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

#### 理由

政府は、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好関係を強化し、かつ、両国間の通商関係を促進するため、昭和三十六年十二月二十日に東京で、日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約及びその不可分の一部をなす議定書に署名調印した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約  
日本国政府及びアルゼンティン共和国政府は、

両国の国民を結合する伝統的友好関係を一層強化し、及び両国の国民の文化関係を強化することを希望して、

両国間の通商関係を促進し、並びに相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、

友好通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国政府  
外務大臣 小坂善太郎

アルゼンティン共和国政府  
外務事務大臣 ドクトルミゲル・アンヘル・カルカノ

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

日本国とアルゼンティン共和国との間及び両国の国民相互の間には、堅固なかつ永久の平和及び友好の關係が存在するものとする。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令の規定に従つて入ることを許され、かつ、その入国に關するすべての事項について最惠國待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内にお

る滞在、旅行及び居住並びに同領域からの出国に關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠國待遇を与えられる。ただし、この待遇を受けるに当たつては、当該他方の締約国の法令の規定に従わなければならない。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)良心の自由を享有し、(b)私の宗教上の儀式を行ない、(c)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

2 この条の規定は、公の秩序を維持し、並びに公衆の道徳及び安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第四条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の身体の保護及び保障に關して、内国民待遇及び最惠國待遇を与えられる。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、もよりの地にあるその者の本國の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、当該一方の締約国の法令の規定に従つて、その者を訪問し、及びその者と通信することが許される。その者は、(a)人権を完全に享有することができ

る被疑事實を正式にかつ直ちに告げられ、(c)自己の弁護のための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の弁護に必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の職務を含む)を与えられる。

3 (a) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、強制公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制宿営に關して、内国民待遇及び最惠國待遇を与えられる。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受けるものとする。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとする。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合に行なう当局の捜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周知な考慮を払い、法令に従つてのみ行なうものとする。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技芸若しくは技術に

關し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除くほか、取用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行なわないうで取用し、又は使用してはならない。

5 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、2及び4に定める事項に關し、内国民待遇及び最惠國待遇を与えられる。

6 いずれか一方の締約国の国民又は会社が實質的な利害關係を有する企業は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠國待遇を与えられる。

第六条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての種類の租税、手数料又は課徴金の賦課並びにすべての審級の裁判所の裁判を受ける権利に關して、内国民待遇及び最惠國待遇を与えられる。

2 (a) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、研究及び調査、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の商業上、産

業上、金融上その他の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について最惠國待遇を与えられる。

(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、營業用の名稱及び營業用の標章に關する権利並びにすべての種類の工業所有權に關して、内国民待遇を与えられる。

3 1の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に關する特別の利益を与える権利を留保する。

第七条

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができず、かつ、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求め訴えに關してもすでに確定しているものとみなされ、かつ、その判断についてその裁判所から執

行判決の言渡しを受けることができ  
る。その言渡しがあつた場合には、  
その判断に対しては、その締約国の  
領域内でされる判断に対して与える  
特権及び執行の手段と同様の特権及  
び執行の手段を与えるものとする。

#### 第八条

1 各締約国は、次のものに関する  
すべての事項について、他方の締  
約国に即時にかつ無条件に最恵国  
待遇を与えなければならない。

(a) 輸入若しくは輸出について若  
しくはそれらに関連して課さ  
れ、又は輸入品若しくは輸出品  
のための支払手段の国際的移転  
について課されるすべての種類  
の関税及び課徴金

(b) それらの関税及び課徴金の賦  
課の方法

(c) 輸入又は輸出に関連する規則  
及び手続

(d) 輸入貨物について又はそれら  
に関連して課されるすべての内  
国税その他すべての種類の内国  
課徴金

(e) 輸出貨物に対する内国税の適  
用

(f) 輸入貨物の国内における販  
売、販売のための提供、購入、  
分配又は使用に影響を及ぼすす  
べての法令及び要件

2 したがって、いずれか一方の締  
約国の産品で他方の締約国の領域  
内に輸入されるものには、1に掲  
げる事項について、いずれかの第  
三国の同様の産品に課されている  
か又は将来課される関税、内国税  
又は課徴金より一層高額の関税、  
内国税又は課徴金が課されること

はなく、また、同産品に適用され  
ているか又は将来適用される規則  
又は手続より一層厳重な規則又は  
手続が適用されることはない。

3 同様に、いずれか一方の締約国  
の領域から輸出され、かつ、他方  
の締約国の領域に仕向けられる産  
品には、1に掲げる事項につい  
て、同様の産品がいずれかの第三  
国の領域に仕向けられる場合に課  
されているか又は将来課される関  
税、内国税又は課徴金より一層高  
額の関税、内国税又は課徴金が課  
されることはない、また、同産品が  
同様の場合に適用されているか又  
は将来適用される規則又は手続よ  
り一層厳重な規則又は手続が適用  
されることはない。

#### 第九条

1 いずれの一方の締約国の国民及  
び会社も、両締約国の領域の間に  
おける支払、送金及び資金又は金  
銭証券の移転に関して、並びに他  
方の締約国の領域と第三国の領域  
との間における支払、送金及び資  
金又は金銭証券の移転に関して、  
最恵国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国も、他方  
の締約国のすべての産品の輸入に  
対し、又は当該他方の締約国の領  
域に仕向けられるすべての産品の  
輸出に対し、割当によると、輸入  
又は輸出の許可によると、外国為  
替の割当によると、その他の措置  
によるとを問わず、いかなる制限  
又は禁止をも設定し、又は維持し  
てはならない。ただし、すべての  
第三国の同様の産品の輸入又はす  
べての第三国への同様の産品の輸

出が同様に制限され、又は禁止さ  
れている場合は、この限りでな  
い。

3 1の規定は、いずれか一方の締  
約国が、国際通貨基金協定の締約  
国として有するか又は有すること  
がある権利及び義務に合致するよ  
うな為替制限を課することを妨げ  
るものではない。

4 2の規定にかかわらず、いずれ  
の一方の締約国も、貨物の輸入及  
び輸出について、当該一方の締約  
国が、3の規定に基づいて当該時  
に課することができる為替制限と  
同等の効果を有する制限又は統制  
をすることができ。

#### 第十条

両締約国は、両国間の貿易を發展  
させ、及び経済関係を強化すること  
並びに、特にそれぞれの領域内にお  
ける経済の發展及び生活水準の向上  
に資するため、科学及び技術に関す  
る知識の交換及び利用を促進するこ  
とを目的として、相互の利益のた  
め、協力することを約束する。

#### 第十一条

各締約国は、国家企業を設立し、  
若しくは維持し、又はいずれかの企  
業に対して排他的若しくは特別の  
特権を正式に若しくは事実上与える  
ときは、その企業を、輸入又は輸出  
を伴う購入又は販売に際し、民間買  
易業者が行なう輸入又は輸出に影響  
を及ぼす政府の措置についてこの条  
約で定める無差別待遇の一般的原则  
に合致する方法で行動させることを  
約束する。この目的のため、前記の  
企業は、この条約の他の規定に妥當  
な考慮を払った上で、前記の購入又

は販売を商業的考慮（価格、品質、  
入手可能性、市場性、輸送その他購  
入又は販売の条件等に關する考慮を  
いう）によつてのみ行なわなければ  
ならず、かつ、他方の締約国の企業  
に対し前記の購入又は販売に参加す  
るために競争する適当な機会を通常  
の商慣行に従つて与えなければなら  
ない。

#### 第十二条

1 いずれか一方の締約国の国旗を  
掲げる船舶で、国籍の証明のため  
当該締約国の法令により要求され  
る書類を備えているものは、公海  
並びに他方の締約国の港、場所及  
び水域において、当該一方の締約  
国の船舶と認められる。

2 いずれの一方の締約国の商船  
も、他方の締約国の商船及び第三  
国の商船と均等の条件で、外国と  
の間における通商及び航海のため  
開放されている他方の締約国のす  
べての港、場所及び水域に旅客及  
び積荷とともに入ることができ  
る。これらの船舶は、当該他方の  
締約国の港、場所及び水域におい  
て、すべての事項に関して、最恵  
国待遇を与えられる。

3 いずれの一方の締約国の商船  
も、他方の締約国の領域に又はそ  
の領域から船舶で輸送することが  
できるすべての貨物及び人を輸送  
する権利に関して、最恵国待遇を  
与えられる。また、これらの貨物  
及び人は、(a) すべての種類の関税  
及び課徴金、(b) 税関事務並びに(c)  
奨励金、関税の払いもどしその他  
この種の特権に關して、当該他方  
の締約国の商船で輸送される同様

の貨物及び人に与えられる待遇よ  
りも不利でない待遇を与えられる。  
4 前諸項の規定は、沿岸貿易には  
適用しない。沿岸貿易は、各締約  
国の法律に従つて規制される。  
5 (a) 積荷の全部若しくは一部を  
陸揚げし、又は外国向けの旅客若  
しくは積荷の全部若しくは一部を  
積載する目的をもって、他方の締  
約国の領域内のいずれかの港から  
他の港に向かつて航海を続けるこ  
とができる。

(b) いずれの一方の締約国も、他  
方の締約国の船舶に対し、難  
破、海上損害又は不可抗力によ  
る客航の場合には、同様の場合  
に自国の船舶に与えるの同一の  
援助、保護及び免除を与えるも  
のとす。それらの船舶から救  
い上げられた物品は、すべての  
関税を免除される。ただし、そ  
れらの物品が国内消費のため搬  
入されない場合に限り。

(b) いずれか一方の締約国の船舶  
が他方の締約国の沿岸で座礁  
し、又は難破した場合には、当  
該他方の締約国の当局は、もよ  
りの地にある船舶所屬国の権限  
のある領事官にそれを通告する  
ものとする。

6 いずれか一方の締約国の権限の  
ある当局が発給した船舶の積量測  
度に関する証書は、他方の締約国  
の権限のある当局によつて、同当  
局が発給した証書と同等のものとして  
認められる。ただし、両締約国が  
船舶の測度のために同様の規則又

は制度を用いる場合に限る。  
7 この条において「商船」とは、漁船及び捕鯨船を含まない。

第十三条

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。いづれか一方の締約国がそのいづれかの協定の締約国でなくなつた場合には、両締約国は、その時の事情に照らし、この条約の貿易、為替又は関税に関する規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに相互に協議するものとする。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

- (a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置
- (b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に関する措置
- (c) 武器、弾薬及び軍需品の取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置
- (d) 国際的平和及び安全の維持若しくは回復に関する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置

(e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置

(f) 人命、健康及び道徳の保護並びに動物又は植物の生命又は健康の保護に関する措置

3 第八条及び第九条の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の特別の利益には適用しない。

(a) 国境貿易に与える利益

(b) 当該一方の締約国が加盟国となる関税同盟又は構成地域となる自由貿易地域の構成国に与える利益。ただし、その利益が関税及び貿易に関する一般協定の規定に従つて与えられることを条件とする。

4 第八条及び第九条の規定は、アルゼンティン共和国が関税及び貿易に関する一般協定のわく内で隣接国又はベルギー共和国に与える特権又は利益には、適用しない。

第十四条

各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施から又はこれに関連して生ずる問題について行なう申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の締約国に与えなければならない。

第十五条

1 この条約は、千八百九十八年二月三日にワシントンで署名された日本国とアルゼンティン共和国との間の修好通商航海条約を廃止しこれに代わるものとする。  
2 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにブエノス・アイレスで

交換されるものとする。  
3 この条約は、批准書の交換の日以後一箇月で効力を生ずる。この条約は、五年間効力を有し、その後は、4 に定めるところに従つて終了するまで効力を存続する。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十一年十二月二十日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために  
小坂善太郎  
アルゼンティン共和国のために  
M・A・カルカノ

議定書  
日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約(以下「条約」といふ)に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、さらに、条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第二条1の規定に関し、いづれかの一方の締約国も、他方の締約国が相互主義に基づき特別協定によりいづれかの第三国の国民に与えるか又は将来与える旅券及び査証に関する事項についての利益の享受を要求する権利を与えられない。

2 この条約において「会社」とは、商業、工業、金融業その他営利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

3 第五条4の規定は、いづれか一方の締約国の領域内で収用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

4 第六条2の規定に関し、いづれかの一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

5 第八条及び第九条の規定は、いづれか一方の締約国が内国漁業の産品に与える特別の利益には適用しない。

6 第十二条6の規定に関し、両締約国が船舶の積量測度のために用いる規則又は制度は、相互に同様なものであると了解される。

7 条約のいかなる規定も、アルゼンティン共和国に対し、日本国が、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は(b)同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に対する行政、立法及び司法に関し同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えているか、又は将来与

える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十一年十二月二十日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために  
小坂善太郎  
アルゼンティン共和国のために  
M・A・カルカノ

○小坂國務大臣 たいま議題となりました。日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

さきに本会議における本件の趣旨説明において申し上げました通り、ガリオア等米国の戦後対日援助の処理は、米国の間の多年の懸案でありまして、米国の、わが国と同じくガリオア等の援助を受けた西独に対し、これが解決を申し入れたとは時期を同じくして、わが国に対しても昭和二十七年秋これが解決を正式に要請をして参りました。その結果、昭和二十九年夏本件に関し米側と数回にわたり公式会談が開催されました。

友好関係を強化する見地からも、本件をすみやかに解決することを適当と考へ、昨年五月十日私から在京米國大使に対し、本件交渉を再開したい旨申し入れ、種々交渉を進めて参りました結果、今般本件を最終的に処理する協定に署名するに至った次第であります。

今回の協定におきましては、米国の戦後対日援助に対する最終的処理といはしまして、わが国は四億九千万ドルを、年二分五厘の利子を付して、十五年間にわたり半年ごとに支払うことを規定してあります。わが国がこの支払い額及びその支払い方法について、米側と合意いたしましたのは、援助の総額についての日本及び米国の双方の計数及びこの援助総額から控除すべき各種の項目を考へ、かつ、西独のガリオア処理協定の前例などを勘案し、また、韓国及び琉球との清算勘定残高を以て請求権として処理した結果であります。

この四億九千万ドルの支払い方法としましては、この協定の効力発生の日から起算して、半年ごとに十五年間にわたって元本及び利子を支払うこととなっており、現実の賦払い額は、当初の十二年間は毎回二千九百九十五万ドル、その後の三年間は毎回八百七十七万ドルとなっており、元利合計五億七千九百万ドル（二千八十五億円）となっております。

なお、本協定におきましては、わが国はいつでもこの支払い計画を繰り上げて支払うことができ、他方、もし将来経済事情が悪化したような場合には、日米双方協議の上で支払いを延期するよう取りきめることができること

とされております。

また、この支払いは原則としてドル貨で行なわれますが、米側は総額二千五百万ドルを限度としてわが国に對し円貨払いを要請することができるとなっております。

なお、この協定には二つの付属交換公文がありまして、これらは本協定御審議の際の参考として提出してあります。

その第一は、支払い金の使途に関する公換公文であります。これにより、わが国が支払う金額の大部分は発展途上にある諸国に対する経済技術援助の資金として利用されることが期待されます。

また、その第二は、支払い金の一部円貨払いに関する交換公文であります。これにより、わが国の支払い額のうち、前述の二千五百万ドルに相当する円貨は、日米両国間の教育文化交流のために使用される予定であります。

以上が本協定並びにこれに付属する文書の概略説明でございます。

願ひまするに、この米国の援助が提供された終戦直後のわが国の事態はきわめて困難なものであり、わが国民生活は窮乏をきわめておりました。このような際、米側が提供した対日援助が、いかにわれわれを勇気づけ、今日のわが国経済復興の原動力となつたかは、何人もこれを否定し得ざるところであります。

ただ、このような米国の援助は、無償でなされたものではないかと考えられる向きもあるようでありますが、当時援助物資は連合國總司令部から日本政府への覚書によって日本側に引き渡されたものであり、この覚書には明

瞭に、援助物資の支払いについては後日これを決定する旨が規定されております。このような経緯から、政府は、この援助は将来何らかの処理を要するものであるとの意味において、債務と心得ているとの立場を一貫してとつて参り、また、国会に對してもそのように言明してきていた次第であります。

御承知の通り、わが国と同様の立場にありませう西ドイツは、すでに九年前の昭和二十八年にこの返済協定を結び、さらにその後繰り上げ支払いまで行なつて、大部分の債務を履行し、實際信用を高めております。これに對して、いまだかつて対外債務の履行を怠つたことがなく、対外信用に對していづれの国にもひけをとらぬわが国といはしましては、この米国の援助に對して返済を行なうことは、矜持ある国民として当然のことと思ひます。

なお、国民の支払いいたしました援助物資の代金は、見返資金特別会計に積み立てられ、昭和二十八年度に産業投資特別会計に引き継がれましたが、その額は約二十九億九千九百九十九万九千九百九十九円に及び、現在までに多額の運用益を生みつつ、わが国産業の発展と民生の向上に大いなる役割を果たしてきています。

ガリオア債務の支払いにつきましては、開發銀行出資金に對する毎年度の納付金と開發銀行の約定に基づく回収金及びその利子収入によつても十五年間に十分完済し得るものであり、債務支払い後も納付金のものになつていく出資金はそのまま手つかずに残り、引き続き収益を生み続けてゆくわけでありまして。

以上申しました事由により、政府は、今回の協定は本件援助に對する解決

決としてはきわめて妥当なものであると確信してあります。

よつて、ここに本協定の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

次に、特別問題の解決に関する日本國とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

戦時中、日本の債務であつた特別問題の解決に關する日本國とタイとの間の協定によつて解決されたのでありますが、その第二條に規定されている九十六億円の経済協力に關し、これが償還を前提とする投資及びクレジットの形で供与するものであることは當然であります。タイ側はこれを無償供与であると主張し、わが方の種々解決の努力にもかかわらず、これが実施に至らなかつたのであります。その後、タイ側は、協定の解釈に關する日本側の立場は正しいことを認めざるを得ないが、そもそも、戦時中の日本の債務であつた特別問題を解決する協定を實施した結果、逆にタイ側が債務者となるような解決方法はタイの国民感情としてどうしても納得できないので、何とかこれをもらへるような形で解決してもらいたいと要請して参りました。

政府といはしましては、本件がいつまでも身近なアジアの友邦であるタイとの間の係争問題となつていくことは、日・タイ兩國関係より見て好ましいことではないと考へ、かたがた、タイが

わが國東南アジア貿易及び企業進出の上から重要な役割を果たしていること等を慎重考慮の結果、昨年十一月池田總理大臣の訪タイの際、サリット首相との会談において、九十六億円を八年間に分割してタイに支払い、タイ側はこの金をもつて日本の生産物及び日本人の役務の調達に充てるという方式で本件の解決をはかるといふ原則に意見の一致を見るに至り、その後、右の原則に基づいて両政府間で協定締結交渉が行なわれた結果、本年一月三十一日、バンコックにおいて大江大使とタナット・コーマン外務大臣との間でこの協定の署名及び合意議事録のイニシアルが行なわれたのであります。

今般署名された協定は、昭和三十年の協定の第二條九十六億円の経済協力に關する規定及び第四條経済協力實施のための合同委員会に關する規定にかゝる新しい協定であります。この協定により、日本政府が毎年十億円ずつ七年間、第八年目に二十六億円をタイ政府の指定にかゝる日本並びにタイの外國為替公認銀行に設けられる特別勘定に支払い、タイ政府がそのうちより日本國の生産物及び日本人の役務の調達を行なう方式並びに手続が定められ、また、前記合同委員会は廃止されることになりましたが、日・タイ兩國政府は本協定實施のため相互に緊密に連絡をとることになっております。

なお、タイ政府は、毎年すみやかに調達契約を締結かつ實施して、特別勘定の残高を最小限度にとどめ、かつ、利子等の生ずる余地をきわめて少なくする意向であることを明らかにいたしました。

政府としましては、本件が解決され

れば、日・タイ兩國の友好関係は飛躍的に増進されることと確信するとともに、今後ますますアジア外交を積極的に推進するよう努力する所存であります。よって、ここにこの協定の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

次に、国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、昨年六月二十一日に国際民間航空機関の第十三回総会で採択されたものでありまして、同機関の理事会の構成員の数を現在の二十一から二十七に増加するために、国際民間航空条約の規定を改正することを目的とするものであります。

わが国は、一九五三年に右条約を批准することによって同機関の加盟国となり、さらに、一九五六年からはその理事国の一つに選ばれて活躍しているところであり、近年の新生国数の増加に伴うICAO加盟国数の増加及び他の諸国際機関の理事国数増加の傾向に鑑み、この改正はきわめて望ましいものと考えます。

この議定書は、五十六カ国のICAO加盟国の批准によって効力が生ずることとなっており、議定書の採択の際の総会において、ICAOの全加盟国ができる限りすみやかに批准することを勧告する旨の決議が行なわれた事情もあり、おそくとも本年八月のICAO総会までには前記の数の批准が得られるものと考えます。

ついて御承認を求め次第であり、何とぞ御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めの件につきまして提案理由を御説明いたします。

わが国とアルゼンチンとの間には、明治三十一年に署名されました修好通商航海条約がありまして、戦後復活されておりますが、国際通貨基金協定やガットとの関連規定が欠けているのみならず、戦後の両国間の通商関係の拡大発展に伴い諸般の待遇保障の改善充実をはかる必要があると認められ、締結の申し入れを行ない、昨年を通じて主として東京において交渉を行ない、同年十二月にフロンデイン・アルゼンチン大統領が訪日の際、案文につき両国政府間で最終的合意に達したので、十二月二十日に私とカルカ・アルゼンチン外務大臣との間で本件条約及び議定書の署名調印が行なわれた次第であります。

この条約は、待遇保障の拡充を目的として、滞在、居住、身体の保護、財産の公用取用、裁判権及び課税の各事項については内国民待遇及び最惠国待遇を規定し、また、入国、事業活動及び自由職業の遂行、関税、為替管理については最惠国待遇とし、さらに、海運については最惠国待遇及び部分的な内国民待遇等を規定しております。このように、本条約は現行の修好通商航海条約に比べて内国民待遇を広範に及ぼしているほか、IMF及びガットとの関係を明記し、さらに、商事仲裁、技術交流等についても新しく規定

を設けております。この条約の締結により、わが国とアルゼンチンとの間の友好、通商及び海運関係は、さらに一層安定した基礎の上に置かれるものと期待されます。

よって、この条約の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

森下委員長 岡田君。

岡田(善)委員 ちよつと条約の国会提案について、三大臣に伺っておきたいと思つて、前回の外務委員会理事会において、われわれ第四十国会提出予定条約の外務省の発行したこのメモをいただいておりますが、これによりますと、簡単に申し上げますが、日本国とオーストリア共和国との二重課税回避のための条約、これは昨年の十二月二十日すでに署名済みになっておるわけですが、ですから、これは当然国会に提出されることになっておつて、外務省の予定としては二月の下旬に提出することになっております。しかし、これはいまだに提案になつておりませんが、この関係はどうなつておるのか。もう一つは、国連特権免除条約並びに専門機関特権免除条約、もう一つは、IAEA特権免除条約、これはそれぞれすでに国連総会において承認をされておまして、あらためてこれは署名が必要でありません。従いまして、これについて国会の承認を要するならば、当然直ちに国会に提案することが必要であるかと私たちは思いますが、これらの条約はいつごろ提案をされるのか。私たちが

から申しますと、この前に外務省が提出をいたしました資料等から見れば、当然きょう一緒に御提案になるものと考えておりましたが、いまだに御提案にならない理由、そしていつごろ御提出になるか、その他の点についてちよつと伺つておきたいと思つております。

小坂国務大臣 条約関係のことでございますので、条約局長から申し上げます。

中川政府委員 岡田先生から御指摘になりました第一の条約、オーストリアとの税に関する条約でございますが、これは、御指摘のように、実は、もう調印済みでございます。条約自体としては国会が再開いたしましたあとすぐにでも実は出したのでございまして、この条約にうらはらになります。日本の国内税法の改正案、これの方を実は御一緒に出さないと平仄が合いませんので、その方が大蔵省の事務的な都合でちよつと出ておりました。二月下旬にはその方も出しますので、それと御一緒に一つ御審議をお願いしたいと思つておる次第でございます。

なお、あとの国連関係の特権免除に関する条約でございますが、これは、国連加盟国の相当の国がすでに入りまして動いている条約でございます。日本は、おくれで国連に加盟した関係上、今まで突は入っていないのでございしますが、ぜひこれに一日も早く入りたいということ、国内的にこの調整をしておるわけでございます。問題は、特権免除で税が免除になる点があるわけですが、税の免除につきまして、実は大蔵省で、二点この条約がきめてある通りのことを実施することとちよつと疑点が今まであったため

におくれているのでございまして。ほとんどこの問題も片づきかけてまして、うまくいけばこの国会にお出しできるというつもりで、実は表に載つていないのでございます。今非常にうまくいっておりますから、できるだけお出しして御承認を得たいと思つて準備いたしております。

岡田(善)委員 大体わかりましたけれども、そうすると、第一の方の条約は未定、そういうことでありますか。

中川政府委員 あとの国連特権免除の条約も、うまくいけば二月の下旬にはお出しできると思つて、これは実は最終的に大蔵省と意見の一致したところまでいってございせんので、はつきりしたことは実は申しかねる状況であります。できるだけ早く出したい、かように考えております。

岡田(善)委員 これはあとで理事会でもわれわれ御相談をしたいと思つておりますが、今度の国会は相当期限が制約をされておりましたので、国会の終了直前に条約をお出しになつて、何とかしてくれ、こうお話しになつても、われわれは残念ながら審議の上で審議未了にせざるを得ない場合もありませんから、われわれの希望としては、二月中にはこういう条約はすべてお出しになる、もしお出しにされないならば、今国会では提出をあきらめるといふようなおつもりで準備をしていただきたいと思います。

それから、もう一点は、先ほど、国内法の問題があるので、こういうお話ですが、国内法の関係は、これは、御承知のように、大蔵省の関係ならば大蔵委員会、たとえば所得税の関係とい



うことになって参りますので、必ず法律と条約を結びつけなければ一緒に出せないというものではないと思う。やはり、ある程度の見通しがおつきになれば、法律の方は法律の方でお出しになっても、条約は早くとっておくというような形の方がむしろいいのではないか。これは、今まで外務省の例を見ておきますと、あなたの方では、相当お急ぎになるようなものは、国内の法律というものはしておき、先に通してしまおうというような場合もなかったことはないはずで、ですから、こういう点は、条約はできるだけ早くお出しになって、審議の過程の中で向こうの法律が出てくるならば、その法律との見合いにおいてきめていくというようにした方が、国際的に署名をしましたものでありますから、あるいはこれは否決になるかもしれないけれども、否決にならないで通過するような場合においては、やはり早く審議にかけておくというように特に私たちは希望しておきたいと思えます。

先ほどのお話のように、二月中にすべての条約をお出しになるということであるならば、一応ここでその点私たちの希望をお聞きの上で、一つあなたの方のお考えをもう一度伺っておきたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○中川政府委員 岡田先生のたたいまおっしゃいましたことは、われわれ全く同感でございます。この国会は終わりが非常に限定されておるということもよく承知しておりますので、二月中に出すべきものは二月中にはぜひ出したいと思っております。なお、国内法との関連も、岡田先生のおっしゃった

こととわれわれも実は同感の点が多いのでございまして、大蔵省で必ず出すというめどがつけば、条約の方を先に出すということもさしつかえないのじゃないかと思っております。大蔵省とよく打ち合わせました上に、できるだけそういうふうな措置をとりたいと思っております。

○岡田(春)委員 もうこれでいいのですが、しつこくなるようですけれども、どうせ条約の提案その他については理事会でいろいろ相談をいたしますが、われわれ社会党としては、二月中にお出しにならない場合は、あと三月にかかってからお出しになった場合は、あなたの方は審議未了になるという覚悟をしておいていただいた方がいいと思えますので、きょうの私の質問はむしろ外務省にきわめて協力的な質問でございますから、あなたの方も十分お考えをいただきまして、二月中にお出しになることを強く要望いたします。私の質問を終わっておきます。

○森下委員長 たたいま提案の理由を聴取いたしました四件に対する質疑は後日にこれを行なうことといたしまして、本日はこれにて散会いたします。  
午後四時七分散会

昭和三十七年二月十三日印刷

昭和三十七年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局